

令和3年度 那珂川町農山漁村再生可能エネルギー協議会 議事録

1. 開催日時 令和3年12月20日(月) 午前9時56分～午前10時28分

2. 開催場所 那珂川町役場 102会議室

3. 出席者(敬称略)

(1) 招集者

那珂川町長 福島 泰夫

(2) 構成員(7名中7名出席)

那珂川町 副町長 内田 浩二

那珂川町 産業振興課長 薄井 亮

株式会社 那珂川バイオマス 発電所所長 宮川 俊哉

那珂川バイオマス協議会 会長 東泉 清寿(代理 県北木材協同組合 岡 康)

那須南森林組合 事業課長 大森 孝裕

大山田下郷行政区長 渡辺 久雄

県北環境森林事務所 林業経営課長 塩田 敦史

(3) オブザーバー

県北環境森林事務所 林業経営課 副主幹 板橋 哲雄

(4) 事務局

那珂川町 生活環境課長 高瀬 敏之

同 生活環境課 課長補佐兼環境推進係長 杉本 篤

4. 次第

1 開会

2 あいさつ

3 役員選出

4 協議事項

(1) 那珂川町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画(案)について

(2) その他

5 その他

6 閉会

5. 会議の概要

生活環境課長

1 開会

〈開会を宣言〉

2 あいさつ

町長

〈あいさつ〉

生活環境課長 〈協議会構成員の全員出席により、会議の成立を報告〉
〈第1回目なので町長招集、町長が議長となることを説明〉

3 役員選出

町長 〈規定により、協議会構成員の互選により会長の選出を説明〉
〈「事務局案」の提示を求める〉

生活環境課長 〈内田副町長を提案〉

町長 〈事務局案を諮る〉

出席者 〈異議なし〉

町長 〈会長に内田副町長を決定〉

生活環境課長 〈議長の交代を説明、町長退席、内田会長登壇〉

内田会長 〈会長就任あいさつ〉
〈規定により、薄井産業振興課長を副会長に指名〉

4 協議事項

内田会長 それでは協議事項に移ります。
協議事項（1）那珂川町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく
基本計画（案）について、事務局の説明を求めます。

生活環境課職員 〈基本計画（案）について説明〉

内田会長 説明が終わりました。
質疑応答に移ります。ご意見等がありましたら、挙手のうえ、発言をお願いします。

塩田構成員 7（1）にある未利用材活用量の目標について、目標値に対する
実績値の確認はどのように把握するのか。

生活環境課職員 毎年の実績値は、事業者より報告を受け、目標の達成状況を把握
する。

塩田構成員	8に事業を中止又は終了した際は、設備の撤去、土地の原状回復とあるが、施設を更新し、事業を継続することは問題ないか。
生活環境課職員	8設備の撤去及び原状回復については、記載のとおり、発電事業を中止又は終了した場合について適用する。使用可能であれば協議して継続することができる。 町との土地貸借契約書にも、終了の際は原状回復の規定がある。現行の貸借契約期間は令和5年3月31日までであるが、更新の規定があるので、稼働状態を理由に、契約更新は可能である。
渡辺構成員	施設の耐用年数かどうか。
宮川構成員	2014年から稼働しており、年間96%稼働している。法令点検に加えて、毎年点検を行っている。メンテナンスを行いながら40～50年使っても問題のない施設であると考えている。計画期間終了後も、設備が稼働状態にある場合は、引き続き、発電していきたい。
内田会長	再生可能エネルギーに基づく計画策定は初めてか。
生活環境課職員	町として初めてであり、県内でも初である。
内田会長	他の事業者からの計画作成の要望が想定されるか。
生活環境課職員	那珂川バイオマスは町が学校施設跡地に誘致した施設であり、支援していきたいと考えている。その他、民地に設置したメガソーラー事業等については想定していない。
内田会長	ほかに意見がありませんか。 〈挙手なし〉
内田会長	ほかにご意見等が無ければ、基本計画（案）のとおり、承認することでご異議ございませんでしょうか。 〈異議なし〉
内田会長	異議なしとのことなので、「那珂川町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画(案)」は承認されました。

内田会長 次に協議事項（２）その他について、事務局から説明がありますか。

生活環境課職員 事務局からはありません。

渡辺構成員 貯木場について、危険防止の観点から立入禁止の標識を立ててもらいたい。

岡構成員（代理） （県北木材協同組合として回答）現地は木の駅プロジェクトで使用している貯木場なので、立入禁止の看板を設置する。

渡辺構成員 木材の搬入で大型車の通行が多い、狭い道路ですれ違い等が困難である。以前、区長からの申し入れで、狭隘の道路に進入しないよう協力してもらっている。
道路の整備（拡幅）をお願いしたい。

岡構成員（代理） （県北木材協同組合として回答）区長からの申し入れのあった道路は通行禁止にしている。運搬車のドライバーにも、常々、交通安全について指導している。
前区長からは、お褒めの言葉を頂き、今後も交通安全に努めていく。

内田会長 （副町長として回答）道路整備については、国・県へ引き続き強く要望していく。

内田会長 ほかに意見がありませんか。

〈挙手なし〉

内田会長 以上で協議事項は終了となります。
それでは、これにて議長の任を解かせていただきます。
慎重審議にご協力をいただき、ありがとうございました。

5 その他

生活環境職員 〈基本計画策定後のスケジュールについて説明〉

6 閉会

生活環境課長 〈閉会を宣言〉